

熊本県情報公開審査会の答申(平成19年12月11日付け答申第94号)の概要

1 事案の概要

- (1) 平成16年8月13日、熊本県知事(以下「実施機関」という。)に対して、「都道府県の障害者スポーツ大会には内部障害者が出場出来るのに全国障害者スポーツ大会に内部障害者が出場の欠格条件になっていることを認めてきた正当な理由(以下「本件請求対象文書」という。)の開示請求があった。
- (2) 平成16年8月26日、この開示請求に対して、実施機関(担当:身体障害福祉課(現在は障害者支援総室))は、本件請求対象文書が存在しないことを理由に不開示決定を行った。
- (3) 平成16年9月1日、実施機関に不開示決定に対する異議申立てが行われた。
- (4) 平成17年10月18日、実施機関から熊本県情報公開審査会に諮問があった。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 主な争点

実施機関は、本件請求対象文書を保有しているか。

3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張	実施機関の主張
<p>①全国障害者スポーツ大会に内部障害者のみが排除されてきたことは、我慢できない差別である。文書がないのに、なぜ、排除できるのか。文書を隠している。</p> <p>②厚生(労働)省、文部(科学)省及び開催県等が作成した文書を取得しているはずである。</p> <p>③全国大会は各都道府県の持ち回り開催であるので、熊本県開催の際、何らかの決定をしているはずである。</p> <p>④選手選考の際、内部障害者の選手に対して、出場できないことを説明している文書があるはずである。</p>	<p>①全国障害者スポーツ大会は、厚生労働省が定める全国障害者スポーツ大会開催基準要綱と財団法人日本障害者スポーツ協会が定めている全国障害者スポーツ大会競技規則に従って実施されており、大会実施要綱は、大会主催者である厚生労働省、財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催県等が決定するものであり、本県では関係文書を作成していない。</p> <p>②厚生(労働)省、文部(科学)省及び開催県等の作成に係る、全国障害者スポーツ大会に内部障害者が出場できない理由が記載された文書は、保有していない。</p> <p>③平成11年度の全国身体障害者スポーツ大会(熊本大会)時に、内部障害者の参加問題は特に議論されていない。</p> <p>④今まで県に対し、内部障害者から、特に内部障害者が出場できない理由を求められたこともなく、県が内部障害者に対して説明した文書はない。</p>

4 答申の概要

(1) 審査会の結論

実施機関が、本件請求対象文書を保有していないことを理由に不開示とした決定は、妥当である。

(2) 審査会の判断の要旨

全国障害者スポーツ大会は、厚生労働省が定める全国障害者スポーツ大会開催基準要綱及び財団法人日本障害者スポーツ協会が制定する全国障害者スポーツ大会競技規則に従って実施されており、大会の実施競技・種目及び障害区分は、同規則第2条に規定されている。審査会において、本件不開示決定が行われた時点の平成16年に開催された第4回全国障害者スポーツ大会実施要綱を確認したところ、同大会において適用する競技規則は、全国障害者スポーツ大会競技規則と競技ごとの実施要領によると定められており、競技・種目及び障害区分は、全国身体障害者スポーツ大会競技規則第2条2<別表1>及び同規則第2条3<別表2>のとおりとするとの記載があった。

また、平成11年に熊本県で開催された第35回全国身体障害者スポーツ大会実施要綱についても確認したところ、同大会において適用する競技規則は、平成11年度に適用の全国身体障害者スポーツ大会競技規則（日本身体障害者スポーツ協会制定）と記載され、競技・種目及び障害区分は、全国身体障害者スポーツ大会競技規則第2条の2<別表I>及び同規則第2条の3<別表II>のとおりとするとの記載があった。

上記のとおり、全国障害者スポーツ大会は、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱及び全国障害者スポーツ大会競技規則に従って全国統一的に開催されていることから、実施機関が競技規則並びに競技・種目及び障害区分について独自に検討するとは考えられず、全国障害者スポーツ大会に内部障害者が出場できないことを熊本県が容認している理由が記載された行政文書を作成も取得もしていないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、平成11年に熊本県で開催された第35回全国身体障害者スポーツ大会の開催に際し、内部障害者の参加問題は特に議論されなかったこと、及び、本件不開示決定までに、県に対し、内部障害者から特に内部障害者が出場できない理由を求められたこともないことを理由に、本件請求対象文書を作成も取得もしていないとする実施機関の説明にも不合理な点は認められない。

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成17年10月18日
答申日	： 平成19年12月11日（答申第94号）
事案名	： 全国障害者スポーツ大会関係文書の不開示決定 （不存在）に関する件（平成17年諮問第134号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「政府の障害者施策の委員として、県知事として潮谷義子殿が都道府県内の障害者スポーツ大会には内部障害者も出場出来るのに全国大会には内部が出場の欠格条件になっている事を認めてきた正当な理由（行政手続法、地自法参照）」（以下「本件請求対象文書」という。）について、保有していないことを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成16年8月13日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、本件請求対象文書について行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成16年8月26日、実施機関は、本件請求対象文書について存在しないことを理由に不開示の決定を行った（以下、本決定を「本件不開示決定」という。）。
- 3 平成16年9月1日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成17年10月18日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消し、本件請求対象文書を開示することを求める

というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 全国障害者スポーツ大会に内部障害者のみが排除されてきたことは、我慢できない差別である。これについて、県は、排除の理由が書かれた文書はないと言っている。文書がないのに、なぜ、排除できるのか。文書を隠している。
- (2) 県で作成していなくても、厚生（労働）省、文部（科学）省及び開催県等が作成した文書を取得しているはずである。
- (3) 全国大会は各都道府県の持ち回り開催であるので、熊本県開催の際、何らかの決定をしているはずである。
- (4) 全国大会に熊本県選手団も派遣することになるが、選手選考の際、内部障害者の選手に対して、出場できないことを説明している文書があるはずである。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の不開示決定の理由説明書及び口頭での説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- 1 全国障害者スポーツ大会は、厚生労働省が定める全国障害者スポーツ大会開催基準要綱と財団法人日本障害者スポーツ協会が定めている全国障害者スポーツ大会競技規則に従って実施されており、大会実施要綱は、大会主催者である厚生労働省、財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催県等が決定するものであり、本県では関係文書を作成していない。
- 2 厚生（労働）省、文部（科学）省及び開催県等の作成に係る、全国障害者スポーツ大会に内部障害者が出場できない理由が記載された文書は、保有していない。
- 3 平成11年度の全国身体障害者スポーツ大会（熊本大会）時に、内部障害者の参加問題は特に議論されていない。
- 4 今まで県に対し、内部障害者から、特に内部障害者が出場できない理由を求められたこともなく、県が内部障害者に対して説明した文書はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容等を踏まえ、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、厚生労働省、財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県等の共催により、開催地ごとに大会実施要綱を定めて全国統一的に開催される全国障害者スポーツ大会に関するものであり、当該大会に内部障害者が出場できないことを熊本県が容認してきた正当な理由が記載された行政文書である。

2 本件行政文書の存在・不存在について

(1) 全国障害者スポーツ大会の実施競技・種目及び参加者の障害区分等について

実施機関は、全国障害者スポーツ大会に係わる事項は、大会主催者である厚生労働省、財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催県が決定するものであり、本件請求対象文書を作成も取得もしていないと主張している。

そこで、審査会において確認したところ、全国障害者スポーツ大会は、厚生労働省が定める全国障害者スポーツ大会開催基準要綱及び財団法人日本障害者スポーツ協会が制定する全国障害者スポーツ大会競技規則に従って実施されており、大会の実施競技・種目及び障害区分は、同規則第2条に規定されていることがわかった。

そこで、審査会において、本件不開示決定が行われた時点の平成16年に開催された第4回全国障害者スポーツ大会実施要綱を確認したところ、同大会において適用する競技規則は、全国障害者スポーツ大会競技規則（平成16年4月1日適用）と競技ごとの実施要領によると定められており、競技・種目及び障害区分は、全国身体障害者スポーツ大会競技規則第2条2<別表1>「全国障害者スポーツ大会競技・種目」及び同規則第2条3<別表2>「全国障害者スポーツ大会個人競技障害区分表」のとおりとするとの記載があった。

また、平成11年に熊本県で開催された第35回全国身体障害者スポーツ大会実施要綱についても確認したところ、同大会において適用する競技規則は、平成11年度に適用の全国身体障害者スポーツ大会競技規則（日本身体障害者スポーツ協会制定（平成9年4月1日実施））と記

載され、競技・種目及び障害区分は、全国身体障害者スポーツ大会競技規則第2条の2<別表I>「全国身体障害者スポーツ大会競技・種目表」及び同規則第2条の3<別表II>「全国身体障害者スポーツ大会個人競技障害区分表」のとおりとするとの記載があった。

(2) 本件不開示決定の妥当性について

上記のとおり、全国障害者スポーツ大会は、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱及び全国障害者スポーツ大会競技規則に従って全国統一的に開催されていることから、実施機関が競技規則並びに競技・種目及び障害区分について独自に検討するとは考えられず、全国障害者スポーツ大会に内部障害者が出場できないことを熊本県が容認している理由が記載された行政文書を作成も取得もしていないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、平成11年に熊本県で開催された第35回全国身体障害者スポーツ大会の開催に際し、内部障害者の参加問題は特に議論されなかったこと、及び、本件不開示決定までに、県に対し、内部障害者から特に内部障害者が出場できない理由を求められたこともないことを理由に、本件請求対象文書を作成も取得もしていないとする実施機関の説明にも不合理な点は認められない。

上記のとおりであり、本件請求対象文書について、実施機関が保有していないことを理由に不開示とした本件不開示決定は妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
会長職務代理者		渡邊 榮文
委	員	大脇 成昭
委	員	田中扶慈子
委	員	前田 和美

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年10月18日	・ 諮問（第134号）
平成18年 1月 6日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成19年 6月25日	・ 審議
平成19年 7月25日	・ 審議
平成19年 8月24日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議
平成19年 9月21日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成19年11月 9日	・ 審議